# オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則 （平成二十年国家公安委員会規則第二十号）

#### 第一条（対象犯罪行為により残った障害）

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号。以下「法」という。）第五条第一項第二号イ、ロ及びハの国家公安委員会規則で定める障害は、次の各号に定めるものとする。

* 一  
  法第五条第一項第二号イの国家公安委員会規則で定める障害  
    
    
  法第二条第一項に規定する対象犯罪行為（以下単に「対象犯罪行為」という。）により残った障害であって、別表に定める障害等級（以下単に「障害等級」という。）の第一級又は第二級に該当する障害（当該障害により、常時又は随時介護を要する状態にあるものに限る。）
* 二  
  法第五条第一項第二号ロの国家公安委員会規則で定める障害  
    
    
  対象犯罪行為により残った障害であって、障害等級の第一級若しくは第二級に該当する障害（当該障害により、常時又は随時介護を要する状態にあるものを除く。）又は障害等級の第三級に該当する障害
* 三  
  法第五条第一項第二号ハの国家公安委員会規則で定める障害  
    
    
  対象犯罪行為により残った障害であって、障害等級の第四級から第十四級までのいずれかに該当する障害

##### ２

障害等級に該当する障害が二以上ある場合の障害等級は、重い障害に応ずる障害等級による。

##### ３

次に掲げる場合の障害等級は、次の各号のうち対象犯罪行為により障害が残った者又は対象犯罪行為により障害が残った者であって対象犯罪行為によらないで死亡した者の遺族に最も有利なものによる。

* 一  
  第十三級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の一級上位の障害等級
* 二  
  第八級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の二級上位の障害等級
* 三  
  第五級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の三級上位の障害等級

#### 第二条（オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の申請）

オウム真理教犯罪被害者等給付金（法第三条第一項に規定する給付金をいう。以下同じ。）の支給について、オウム真理教犯罪被害者等（法第二条第一項に規定するオウム真理教犯罪被害者等をいう。以下同じ。）又は法第三条第二項に規定する遺族は、法第六条第一項の規定に基づき裁定の申請をしようとするときは、オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請書（様式第一号）をその者の住所地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。

##### ２

オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請書には、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。  
ただし、法第八条第四項に規定する記録等その他の資料を用いる等により、公安委員会がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

* 一  
  対象犯罪行為により死亡した者の遺族  
    
    
  次に掲げる書類
* 二  
  対象犯罪行為により障害が残った者  
    
    
  負傷又は疾病の症状が固定したこと及び固定した日並びにその固定したときにおける身体上の障害の部位及び状態（当該障害が残った者が当該障害により介護を要する状態にある場合にあっては、その必要の程度を含む。）に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類
* 三  
  対象犯罪行為により傷病を負った者  
    
    
  負傷し、又は疾病にかかった日及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類であって、当該負傷又は疾病が法第五条第一項第三号イ又はロに該当することを証明することができるもの
* 四  
  対象犯罪行為により障害が残った者であって対象犯罪行為によらないで死亡した者の遺族  
    
    
  第一号イ及びロ並びに第二号に掲げる書類
* 五  
  対象犯罪行為により傷病を負った者であって対象犯罪行為によらないで死亡した者の遺族  
    
    
  第一号イ及びロ並びに第三号に掲げる書類

##### ３

オウム真理教犯罪被害者等又は法第三条第二項に規定する遺族が法第六条第三項の規定の適用を受けようとするときは、オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請書には、法第六条第三項に規定するやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類を添付しなければならない。

##### ４

第一項の規定による公安委員会に対するオウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請書の提出は、その者の住所地を管轄する警察署長を経由して行うことができる。

#### 第三条（オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給に関する処分の通知等）

公安委員会は、法第七条第一項の規定によりオウム真理教犯罪被害者等給付金の支給に関する裁定を行ったとき又は法第八条第三項の規定により申請を却下したときは、速やかに、オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定通知書（様式第二号）又はオウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書（様式第三号）により、その内容を申請者に通知するものとする。

##### ２

公安委員会は、前項の規定による通知（オウム真理教犯罪被害者等給付金を支給する旨の通知に限る。）をするときは、申請者に対し、併せてオウム真理教犯罪被害者等給付金支払請求書（様式第四号）を交付するものとする。

#### 第四条（オウム真理教犯罪被害者等給付金の支払の請求）

オウム真理教犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定を受けた者は、その支払を請求しようとするときは、前条第二項に規定するオウム真理教犯罪被害者等給付金支払請求書を国に提出して行わなければならない。

#### 第五条（書類の保存）

オウム真理教犯罪被害者等給付金に関する書類は、その取扱いが完結した日から五年間保存するものとする。

# 附　則

この規則は、法の施行の日（平成二十年十二月十八日）から施行する。

# 附則（平成二八年二月一二日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二八年三月一日国家公安委員会規則第四号）

この規則は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

# 附則（令和元年五月二四日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（令和元年六月二一日国家公安委員会規則第三号）

##### １

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

##### ２

この規則による改正前の犯罪捜査規範、国際捜査共助等に関する法律に関する書式例、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、風俗環境浄化協会等に関する規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則、審査専門委員に関する規則、暴力追放運動推進センターに関する規則、交通事故調査分析センターに関する規則、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、技能検定員審査等に関する規則、運転免許に係る講習等に関する規則、外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則、古物営業法施行規則、交通安全活動推進センターに関する規則、不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見の陳述等の実施に関する規則、運転免許取得者教育の認定に関する規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則、配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則、確認事務の委託の手続等に関する規則、携帯音声通信役務提供契約に係る契約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則、行方不明者発見活動に関する規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則、死体取扱規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

* 一  
  視力の測定は、万国式試視力表による。  
  屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。
* 二  
  手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
* 三  
  手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
* 四  
  足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
* 五  
  足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
* 六  
  各障害等級の障害に該当しない障害であって、各障害等級の障害に相当すると認められるものは、当該障害等級に該当する障害とする。